

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画については児童福祉法や保育所保育指針をもとに、保育理念は“生きる力を創る”となっています。</p> <p>保育方針は「①協調性をもち、他者を尊重し認め合う心を育てる。②のびのびと自己表現ができる環境を提供する。③試行錯誤をする中で考え創造し、自分で判断する力を育てる。④探索活動を大切に、子どもの興味や関心に寄り添う。」となっています。</p> <p>これらをもとに保育目標は「①協調性 仲間を大切に、思いやりのある子ども②のびのび 心身ともに健やかで、意欲的に活動できる子ども③試行錯誤 最後まであきらめず、行動できる子ども④探索活動 挑戦することを楽しみ、自ら表現する子ども」となっています。これらをもとに全職員が関わりグループになってそれぞれ意見を持ち寄り、保育指針の変更点も加えて全体的な計画を作成しています。年度末にクラスごとに見直しを行い、訂正をして次年度の作成に生かしています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもが保育園で心地よく過ごす事が出来る環境づくりとして、保育室の温度、湿度、換気、採光、大人の声が響かないような音量などの環境は常に適切な状態にしています。保育室内の整備の中で安全に対しては安全点検を職員で担当を決め定期的に行い、危険な場所を変更したり、改善をして安全、安心して過ごせる場所になっています。</p> <p>衛生管理については0～2歳児の玩具や舐めたものは毎日、3～5歳児は月1回行いクリーンチェック表に記録しています。午睡布団はシーツを毎週交換し、月に一度布団ごと業者に出し清潔に努めています。清掃については毎日、週1回、月1回など清掃チェック表をつけ分担して行っています。</p> <p>食事をする場所と睡眠の場所は別にしており、心地よい生活空間が作られています。保育室内の様々なコーナーづくりも含め、生活にふさわしい場として子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しています。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>入園時の面接の中で子どもの家庭環境や発達過程から生じる一人ひとりの子どもの状態や個人差を、全職員が把握して保育を行っています。子どもの状態や個人差に配慮した中で、クラス別保育、コーナー遊びや異年齢保育を行っています。自分の気持ちをありのままに表現できるように対応しています。</p> <p>子どもの個性に応じて、職員間で個別指導内容を共有化し、保護者とのやり取りをして共通確認しています。子どもが安心して自分の気持ちが出せるように保育士が子どもに寄り添って分かり易いやりとりをしています。生活の流れの中で忙しい時や移動の場面では急かしてしまう言葉や制止する言葉が出る時があり、職員同士で気を付けています。一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていますが、十分でない場面もあり今後の保育方法の工夫に期待します。</p>		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの食事、排泄、着脱、睡眠などの基本的な生活習慣を身につけることができるような関わりについては、家庭との連携を大切にしています。トイレトレーニングについてはおむつが濡れていない時にトイレに促したり、排泄間隔を把握する等して進めています。発達状況に個人差があるので送迎時や家庭連絡帳によって家庭とのやり取りを大切にしています。</p> <p>子どもが自分でやろうとする気持ちを大切に援助して、身に付けやすいような環境づくりを工夫しています。上履き入れや帽子入れの場所の工夫など子どもの動きに合わせてより良い方法に変えています。基本的な生活習慣を身に付けることができる環境づくりや個々の子どもの状態に合わせた援助をしています。</p>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>保育理念の「生きる力を創る」を基本として、保育方針では“のびのびと自己表現ができる環境を提供する”“試行錯誤をする中で考え創造し自分で判断する力を養う”という内容があります。子どもの興味・関心から遊びを計画することを開園以来実践しています。</p> <p>3～5歳児を中心に異年齢保育、コーナー保育を取り入れ、子どもが主体的に生活や遊びができる環境を整備しています。子どもの興味・関心から遊びを計画して、子ども同士の関わりの中から学びを大切にしています。</p> <p>地域の人たちと接する機会や自然に触れ合う場面では園庭や近隣の公園への散歩や大家さんの庭で季節の野菜や果物の収穫をしています。その収穫物で食育の一環として調理活動もしています。これらの主体的な活動は園独自のカリキュラムで更に計画、実践されており子どもの生活と遊びを豊かにする保育を行っています。</p>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>0歳児の乳児期は発達が著しく個人差が大きい時期で一人ひとりの子どもに合わせた保育が必要です。現在3名の園児が在籍し、職員との愛着関係ができています。</p> <p>保育室は玩具なども子ども自ら取れるようになっていきます。遊びのコーナーが充実しており、子どもの目の高さに1歳児と共有して金魚を飼う等、0歳児が興味と関心を持つ事ができるように生活と遊びの環境が整っています。</p> <p>園の特色である異年齢保育でも3～5歳児クラスとの交流が多く、好きなお姉ちゃんお兄ちゃんを中心に交流する場面があります。1歳児と同じフロアにいるので日々つながりができています。</p> <p>個々の発達に合わせた個別の指導計画や日誌があり、発達過程に応じて必要な保育を行っています。</p> <p>連絡帳を活用して検温、排便、睡眠、食事量などの記載により、子どもの生活と遊びに配慮して保育を行い、家庭との連携を図っています。担任としては目指す保育がまだ十分とはいえないとの思いがあり、更に質の良い保育を目指しています。</p>		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>1歳児の保育室では牛乳パック等を活用してコーナーに分け、落ち着いて遊ぶことができる空間を作っています。子どもが安心して遊べるように玩具も自分でとれるようになっており、好きな遊びができるような環境となっています。</p> <p>トイレトレーニング等の生活習慣の自立に向けて、一人ひとりの状態に応じた指導計画の下に個別の関わりをしています。この年齢の自我の育ちに対しては、自分でしようとする気持ちを受け止め個々に関わるようにしています。全体にまで目が行き届かない場面や職員の適切な関わりや連携ができない場合に、小グループでの活動ができるよう環境づくり・連携が課題となっています。</p> <p>園庭や公園を含め、子どもが十分探索活動ができるように安全に気を付けて職員が声を掛け合っています。保護者との連携もスムーズでこの時期に生じがちなひっかきや噛んでしまうことも成長の過程として理解が得られています。</p>		

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>保育目標の下、子どもの興味、関心、欲求から遊びを計画することを大切に異年齢保育を行い、活動へと発展できるような環境づくりをしています。各年齢の保育室を3～5歳児全体が興味のある遊びを選べるコーナーを作り、充実しています。</p> <p>大型ブロック、電子ピアノなどの運動的なコーナーがあります。ままごとセット、衣装、絵本等ごっこ遊びができるコーナーもあります。友だちの様子を見て模倣をして、更に工夫し製作などに取り組んでいます。交流により4歳児は小さい子どものいたわりの気持ちが生じるとともに友達と遊びを楽しんでいます。5歳児は協力して遊ぶ姿があり、食育や学校との交流もあります。</p> <p>様々なコーナーづくりや異年齢保育で保育の内容や方法を工夫して子どもが主体的に活動ができるような環境の整備、保育の内容や方法に配慮しています。</p>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>障がいがあり配慮が必要な子どもの保育は、一人ひとりの発達過程や障がいの状態を把握して、個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連付けています。</p> <p>認定児や気になる子どももおり、認定児には加配があり、子どもの状況に応じた保育を行っています。保育や援助については障がい児として認定されている子どもについては療育センターとの連携を図っています。保護者が療育センターに行く前に話し合いを持つなど定期的に面談を行っています。</p> <p>職員全体での受け入れを行い、障がい児保育の研修を受け、必要な知識や情報を得ています。障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。</p>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>長時間保育については、18時30分から20時30までの長時間保育を行っています。合同保育の形態をとっており、対象児が家庭的でゆったりと過ごせるようにソファや布団コーナーなど、子どもの気持ちに沿った保育を心がけています。</p> <p>18時30分になるとおにぎりとおみそ汁の補食、19時以降の申請児には夕食提供をしています。職員はシフトによる体制を組んでおり、遅番職員へ正確な伝達を紙面にも表して伝達漏れがないように努めています。保護者が不安を抱くことないようにしており、担当の職員と保護者との連携が十分とれるように配慮して信頼関係に繋がっています。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>小学校との連携や就学に向けての学校との関わりについては全体的な計画の中に記載しています。“小学校との連携として保育を通して育まれた資質、能力が小学校以降の生活や学習の基盤となることを大切にする”として、それに基づいた保育が行われています。</p> <p>具体的な関わりについては横浜市が学校の開放を進めています。園長と校長の話し合いが近隣校だけでなく近隣地区、中区でもあり年間の交流の仕方や日程の打ち合わせを行っています。交流する小学生の子どもと年長児が固定しており、年3回の交流も充実しています。</p> <p>図書室開放にも行き、司書や副校長先生にも親しんでいます。又“保育所児童要録”については園長の責任の下で関係する職員が書類を作成しています。その際配慮の必要な子どもについては直接口頭も含めて丁寧な伝達をするなどの配慮をしています。マンスリーニュースレターやアプローチカリキュラムも学校に届けており、連携を深めています。</p>		

A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理への取り組みについては業務マニュアルがあり、それをもとに子どもの心身の健康状態を把握しています。子どもの体調管理については家庭との連携が必要なため、毎月マンスリーニュースレターとして配布しています。手洗いうがい、歯磨き、夏の感染症、睡眠など家庭と連携をとる健康管理を伝え連携を図っています。</p> <p>子どもの体調悪化、発熱、怪我が発生した場合は保護者に連絡を取り、症状が重い場合は迎えを依頼しています。既往症や予防接種については入園時の面接の中での聞き取りをしており、入園後はその情報は記録し、職員間で共有しています。</p> <p>乳児の睡眠時のうつ伏せによる乳幼児突然死症候群(SIDS)予防については0、1歳児は5分おきに呼吸確認をして記録しています。応急手当マニュアル、事故防止マニュアル、事故発生対応マニュアル等の内容の確認、嘔吐処理の実習等の必要な取り組みを行い、子どもの健康管理を適切に行っています。</p>		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>健康診断、歯科健診は嘱託医により年2回行っています。健診結果は園で記録をすると同時に家庭にも知らせています。</p> <p>健診前は健診することが恐怖とにならないように子どもが白衣を着てお医者さんごっこをしたり、嘱託医の写真を貼り、怖いという気持ちを和らげる配慮をしています。年長クラスの子どもが2歳児を迎えに行き年長クラスが健診を行っている所を見て泣かずに済む姿もあり、異年齢の取り組みの成果でもあります。</p> <p>歯の健康を守ることを目標にして1～2歳児では歯磨きに興味をもち職員と楽しみながら行う中で、歯磨きが習慣として身につくようにしています。3～5歳児では口の中の清潔を意識して自分で歯磨きを行うこと等、健診結果を保健に関する計画に反映させ保育が行われています。</p>		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>アレルギー疾患、慢性疾患のある子どもへは「アレルギー対応マニュアル」を基に子どもの状況に応じた対応をしています。慢性疾患などの子どもに対しても医師の指示のもとに入園時に症状について聞き取りを行い対応を行っています。</p> <p>入園後はかかりつけ医及び保護者と連携・確認し、全職員が共通理解をして保育にあたっています。食事の提供は横浜市アレルギー対応マニュアルを元に完全除去になっています。園での食事提供は全クラス、7大アレルゲンの食品を除去した材料で献立提供を行っています。アレルギーに関する研修を受講して必要な知識や情報を得ています。</p>		
A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>食事を楽しむことができるよう「食育年間計画」、「年齢別食育年間指導計画」が作成され食に関する豊かな経験ができるような取り組みを行っています。</p> <p>“楽しく食事をする子ども”、“おなかが空いても食べるリズムをもつ子ども”、“食に興味をもつ子ども”を年間目標として食事提供しています。ビュッフェ方式で自分で食べたい食品を自分でお皿に盛り、お腹が空いたら食べるようにして一斉での食事開始はしていません。子どもが満足感が得られ、楽しく落ち着いた食事ができており、磁器食器を使用し、食器にも配慮し工夫しています。</p> <p>離乳食は四段階、乳児食、幼児食と子どもの発達に合わせた食事提供をしています。楽しく食事ができるよう食材の買い物や野菜のクイズなど食について関心を深める取り組みもしています。家庭との連携としては毎月食育だより、献立表の発行やサンプルやレシピ等を保護者に提供し食生活や食育に関する取り組みを家庭と連携しています。</p>		

【A16】	A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>食事は3歳児以上はビュッフェ形式で盛り付けを自分で行うので、職員間で子どもの発育状況や体調を把握してやり取りをする等の配慮をしています。卵や小麦粉などアレルギーの元となる7つの食材を除いた材料で全て料理を作っているの安心して提供できています。</p> <p>食育活動では種から野菜を育てて収穫した野菜を食べる等好き嫌いを少しでも無くしていこうという取り組みを行っています。魚中心の和食で季節感のある献立や七五三、お雑煮等の行事食なども取り入れています。</p> <p>栄養士も毎日子ども達の食事の様子を見て子どもたちの話を聞いたりしています。調理するにあたり、衛生管理の管理体制も整っており、マニュアルに基づいた衛生管理が適切に行われています。このように子どもがおいしく安心して食べることを大切にして食事提供をしています。</p>			

A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
【A17】	A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>登園時には保護者から子どもの様子の確認と観察、降園時には園での様子や体調などを口頭で伝えるほか、0～2歳児クラスは連絡ノートで伝え合っています。</p> <p>玄関ホールに0～2歳児・3～5歳児別のエピソード記録、クラスごとのデイリーレポートを掲示しています。保護者から保護者へ伝えるためのコミュニケーションボード、保護者から保育園へ伝えるためのひとことボードなどを使い、家庭との日常的な情報交換を行っています。</p> <p>親子遠足や夏祭り、スポーツフェスティバルなどに保護者に参加してもらっています。期間を設けて保育参加をしてもらい、保育の意図や保育内容について保護者に理解を得る機会を設けています。運営委員会、クラス懇談会は年2回、個人面談は年1回以上開催してクラスの活動内容や子どもの様子を伝えています。子どもの成長記録(身体測定の記録)はシール帳の健康記録欄に記録し、保護者と子どもの成長を共有できるように支援しています。要支援家庭の個別のノートを作成し、気になったことや情報を記録しています。</p>			
A-2-(2) 保護者等の支援			
【A18】	A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>降園時には、0～2歳児の保護者にはエピソードを必ず一つ伝えるようにしています。3～5歳児の保護者には週に1回は子どもの様子を伝えています。保護者がいつもと違う様子の時は声をかけ、保護者と信頼関係を築くよう取り組んでいます。</p> <p>保護者からの相談はいつでも応じる体制を整え、保護者の都合に合わせて面談を行っています。看護師や栄養士なども対応し、専門職の立場から保護者への適切なアドバイスができるようにしています。担任が解決できない時は、園長に報告し、園長が助言をしたり、面談に同席するなどして対応しています。面談の記録は職員全員が確認をして、児童票に保管しています。</p>			
【A19】	A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待防止・対応マニュアルに、虐待の早期発見のポイントや虐待等権利侵害を発見した時の対応を明記しています。園内研修でも常勤職員に周知しています。非常勤職員は議事録や引継ぎファイルで共有を図っています。虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう、必要に応じてチェックリストや個別ノートを作成しています。洋服は毎日着替えているか、傷はないかなど確認し、記録しています。</p> <p>児童相談所、中区こども家庭支援課や横浜市福祉保健センターの保健師、警察などの関係機関と連携を図っています。虐待など権利侵害の可能性があると判断された場合は、速やかに園内で情報を共有し、児童虐待防止センター・児童相談所・中区こども家庭支援課など適切な機関に通告する体制を整えています。</p>			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>年間、月間、週案に評価・改善欄があり、自らの保育実践について主体的に振り返りを行っています。クラス懇談会で保護者に子どもの現在の姿について説明する前に、職員会議で自らの保育実践について発表する場を設けています。</p> <p>評価にあたっては結果よりも心の育ち、意欲や取り組む過程を大事にしています。年2回の人事考課制度で行われる他者評価の前に、他者の良いところを書きだす園内研修を行っています。年間を通して職員一人ひとりが取り組んだことを発表したり、よく書けている月案や週案を用いて記録の書き方の研修を行い、保育の質の改善や専門性の向上に向けて取り組んでいます。職員の自己評価を基に、職員はミニグループに分かれて意見交換を行い、園の自己評価に繋げています。</p>		